SAITAMA
UNIT ONE
BASKETBALL CLUB

「バスケ大好き!」の皆さんへ

# Unit1
# バスケットボールクラブ

**バスケで日本を元気に！**

一般社団法人 SJB埼玉ジュニアバスケットボール

# クラブの歴史 – HISTORY –

「さいたまUnit1 バスケットボールクラブ」 以下 (ユニットワン) は2016年4月に設立しました。設立から数多くの実績と経験を積み上げています。

Unit1 (ユニットワン) は設立当初、一般社団法人埼玉県ジュニアバスケットボール連盟内のU15中学生男女の強化育成事業を行うために設立され、埼玉県ジュニアオールスターチーム男女の選出・選考・強化合宿等を行って来ました。

その後、JBA改革により全国ジュニアバスケットボール連盟及び埼玉県ジュニアバスケットボール連盟共に解散され、現在のJBA主導のSDL (埼玉U15) に移行されました。
これにより、一般社団法人 埼玉県ジュニアバスケットボール連盟は、「一般社団法人 SJB埼玉ジュニアバスケットボール」と名称を変更して、地域クラブ運営事業へと活動を移行しました。

# 活動の目的と方針 – ACTIVITY –

Unit1 (ユニットワン)の活動は以下の要素を大切にしています。



## 環境の構築

地域に根付いた新しい環境。子供達が気軽に、安価で安心して個人技能に合わせた指導が受けられる場所を提供します。



## 幅広い交流

小1～中3までの幅広い年齢の子供達がバスケットを通して交流。保護者を含む地域の人達との繋がりも大切にしています。



## 個人の成長

一様に勝利を目指すだけでなく、一人一人に手厚く関わり、チャレンジを手助けして課題を解決する過程を一番大切にします。

# 活動の仕方

**参加は自由・家庭の都合に合わせて** 練習、練習ゲーム、遠征への参加は強制しません。本人や家庭の都合に合わせて自由に参加することが可能です。

**参加者全員がコートでプレー** ゲームに参加した際は、一部の選手だけでなく、参加者全員がコートに立ってプレーすることを基本としています。

**お得な「一家単位」の会費システム** 会員は一家単位です。ご本人だけでなく、兄弟姉妹が何人入会しても毎月の月会費は定額（世帯一律）となります。

**部活やミニバスとの両立・進路サポート** 小学生はミニバスと併用可能。中学生は部活との併用やクラブ専属など柔軟に対応。OGの高校強豪校への推薦入学の実績は多数です。

# 費用について

地域のお子様全員に機会を提供するため、分かりやすく負担の少ない会費システムを設定しています。

| コース | 初期費用 (初月のみ) | 月会費 | 備考 |
| --- | --- | --- | --- |
| **小学生コース**<br>**(小1〜小6)** | **¥3,940**<br>(入会金/保険料/システム料) | **¥5,000 / 月**<br>(世帯一律) | 兄弟姉妹が追加加入する場合、2人目以降は入会金と保険料のみ。<br>**月会費は変わりません。** |
| **中学生コース**<br>**(中1〜中3)** | **¥4,590**<br>(JBA非登録の場合)<br>※JBA登録者は＋¥2,300 | **¥5,000 / 月**<br>(世帯一律) | |

# 活動する上での注意事項

- **連絡について：**会員各位への連絡はグループLINEのみで行います。日々の練習の出欠連絡は不要です。（個人的な連絡は代表へ直接お願いします）
- **大会等について：**行動は大会規約に則ります。個人名や写真等がメディアに掲載されることがあります。不可の場合は前もってお申し出ください。
- **休会・退会について：**退会は各月の10日までに所定の退会届をご提出ください（口頭不可）。

⚠ **個人情報の取り扱いについて**

仲間同士で撮った動画、写真、メール内容等を本人(保護者)の許可なく送信・拡散する行為は厳重に禁止します！

# バスケットボールクラブチーム Unit1 スクール会員規約

## 第1条 名称及び所在地

本クラブの名称・所在地は本文末尾に明記します。(以下「本クラブ」といいます)

## 第2条 運営

本クラブの運営・管理 (メンバー資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む) は(一社) SJB 埼玉ジュニアバスケットボールが行います。

## 第3条 目的

本クラブは、運動に対する正しい理解と関心を深め、併せて健全な心身の育成、スポーツの振興を図ることを目的とします。

**第4条 入会資格**

**本クラブに入会できる方は、定められた資格に該当し、本クラブの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。(以下「メンバー」といいます)**

**刺青、タトゥー及びこれに類するものが入っている方、暴力団構成員、メンバーの円滑なクラブライフに支障を来す可能性がある方、その他本クラブが不適当と認める方は、入会資格がありません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。**

**第5条 入会手続**

**本クラブに入会する方は所定の入会手続きを行い、本クラブの承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求めることがあります。**

**入会する本人が未成年者ですので、本人と保護者の連名で申込み手続きをとらなければなりません。**

**第6条 入会金**

**メンバーは、本クラブの定める入会金を、所定の方法で本クラブに支払わなければなりません。なお、当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。**

**第7条 メンバーの種類及び指導日時**

**本クラブのメンバー種類及び各要件は別に定める通りです。また、メンバーは別に定められた曜日・時間に指導を受けるものとします。**

**第8条 指導内容**

**本クラブは、各コースに応じた指導要項及び細目を設定します。指導要項及び細目に基づく個別的、具体的指導方法はJBA及び日体協資格指導者が決定します。**

**第9条 資格停止及び除名**

**本クラブは、メンバーが次の各号の一つに該当すると認めた場合は、メンバー資格の一時停止または除名をすることができます。**

**本クラブの定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき。(除名の場合、除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。)**

**本クラブの備品等を故意に毀損したとき。**

**本規約、その他本クラブが定める規則に違反したとき。**

**本クラブの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。**

**入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。**

**メンバーとして品位を損なうと認められる非行があったとき。**

**伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。**

**本クラブの合理的な指示・指導に従わないとき。**

**その他本クラブが、社会通念に照らし、本クラブメンバーとしてふさわしくないと認めたとき。**

**第10条 会費等の支払**

メンバーは、本クラブの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本クラブが定めるものとします。

**第11条 休会及びコース変更**

休会及びコース変更は、別途定める諸規定に従って届け出しなければならないものとします。

**第12条 退会**

メンバーは、各月の10日 (10日が休日の場合翌活動日) までに本クラブに所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受け付けません。

**第13条 休業**

本クラブは、原則として別紙に表記する日を定休日及び季節休業とします。また、その定休日及び季節休業のほか、その他本クラブの都合により休業することがあります。

**第14条 スクールの廃止、利用制限等**

**本クラブは、次の事由により本クラブのスクールを廃止または閉講または臨時休業することができます。(台風その他異常気象、法令の制度改廃、施設の使用権限消滅等)**

**各種大会及び特別行事に参加する場合、メンバーは、参加費、往復交通費、宿泊費を実費で自己負担します。**

**第15条 メンバーの利用及び事故**

**メンバーは、自己の責任と危険負担において、他のメンバーと協調して、本クラブの活動を行うものとします。**

**本クラブは、メンバーが本クラブの活動利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本クラブの責めに帰すべき事由が無い限り、責任は負いません。メンバー同士の本クラブ内外でのトラブルについても同様とします。**

**怪我、身体的損傷、脳内損傷、心筋血管症それにともなう死亡または後遺症、また、練習、大会、イベント活動中の複数人の事故については、応急処置までは行う。しかし民事的損害賠償責任の履行に当たり訴訟の対象としての賠償責任は(公財) スポーツ安全保険の範囲内とする。前記以外の法的賠償責任を当クラブに行わないことを了解の上入会するものとする。また、体験時の事故については自己責任とし自らの保険適用とします。**

**メンバーは、本クラブにおいて、技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。また、本クラブの事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。**

**第16条 変更事項**

**メンバーは、住所または連絡先等入会申込書記入事項に変更のあった場合は速やかに所定の書面で届け出るものとします。**

**第17条 諸費用の改定**

**本クラブは、本規約に基づいてメンバーが負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本クラブは改定日の1ヶ月以上前までに直接メンバー、メンバー保護者に直接通知するか当社ホームページにてメンバーに告知するものとします。**

**第18条 細則**

**本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は本クラブが定めるものとします。**

**第19条 改定**

**本規約の改定及び変更は本クラブにより為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全てのメンバーに及ぶものとします。なお、本クラブが本規約の改定及び変更を行うときは改定日の1ヶ月前までにその内容を直接メンバー、メンバー保護者に直接通知するか当社ホームページにてメンバーに告知するものとします。**

**第20条 附則**

**本規約は2019年6月1日より施行します。**

## 【名称及び所在地・運営】

名称: 一般社団法人 SJB埼玉ジュニアバスケットボール・チーム Unit1

住所: 埼玉県さいたま市見沼区南中丸831-4

代表理事: Unit1代表 田口智靖

**一緒に楽しくバスケットボールをしましょう！**